

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡長瀬町大字本野上字原二四 九番一地先から同郡同町大字本野 上字六道二八二番一地先まで	秩父郡長瀬町大字本野上字原二四 九番八地先から同郡同町大字本野 上字六道二八二番一地先まで	区 間
一四・七〇〽一四・七五	八・六〇〽一二・〇四	敷地の幅員 (メートル)
一一三三・五五		延長 (メートル)
		備 考